

定額減税補足給付金(調整給付)

定額減税しきれないと
見込まれる方

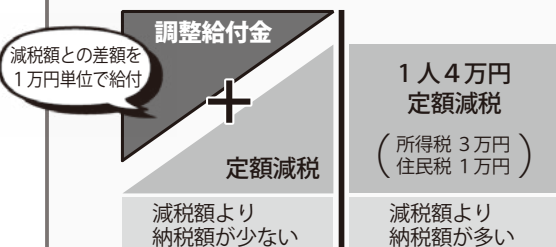
所得税・個人住民税において定額減税を実施しています。令和6年度住民税が甲府市から課税されている方、定額減税可能額^{*1}が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る方へはその不足額を給付します。

※令和5年分所得状況から令和6年分の所得税額を推計します。令和6年分の所得税額が確定した後、当初の給付額に不足があることが判明した場合は、追加で令和7年度に給付します



対象

※納税義務者本人の令和5年中の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外



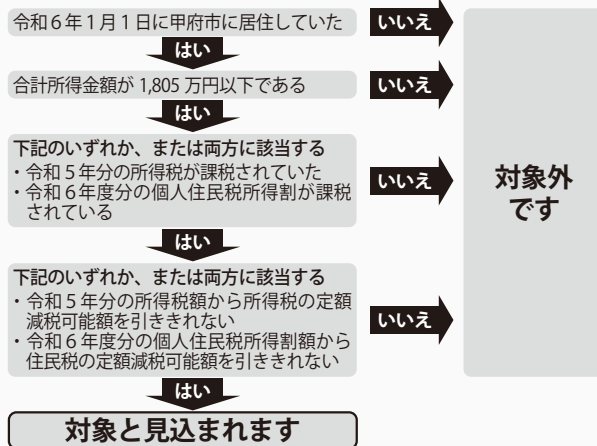
※1 定額減税可能額とは…

- 所得税分 = 3万円 × 減税対象人数^{*2}
- 住民税分 = 1万円 × 減税対象人数^{*2}

※2 減税対象人数とは…

納税義務者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族(16歳未満扶養親族含む)
※国外居住者を除く

フローチャートを
参考に!



■ 8月下旬ごろに、対象者宛てに【支給のお知らせ】または【支給確認書】を発送します。

【支給のお知らせ】が届いた方

- 国の公金受取口座を登録されている方は、手続きが不要です
※振込先口座の変更や辞退を希望される方は手続きが必要です、
9月2日(月)までにコールセンターへご連絡ください
- 支給日は【支給のお知らせ】に記載
※振込口座の変更を希望された方は、手続き完了後2～4週間後が目安

【支給確認書】が届いた方

- 必要事項をご記入の上、10月25日(金)までに本人確認書類などを添付し、ご返送ください
- 支給日は市が支給確認書を受理してから2～4週間後が目安

申請先・問い合わせ先

※詳しくは市ホームページをご覧ください、お問い合わせください

〒400-8585 丸の内1-18-1
甲府市役所 調整給付担当

コールセンター【午前9時～午後5時(平日のみ)】
☎0120-242-820 ※8月1日(木)開設



該当する方は、こちらの申請もお忘れなく!

特定世帯等重点支援給付金

1世帯あたり **10万円** を給付します。



対象 次の全てに当てはまる方

- ①令和6年6月3日現在、甲府市に住民登録のある方
- ②世帯全員が令和6年度の住民税が新たに非課税・均等割のみ課税世帯

手続き

8月中旬に、対象者宛てに【支給要件確認書】を発送します。必要事項をご記入の上、9月30日(月)までにご返送ください。

※令和5年度の住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯に対する給付金(7万円または10万円)の対象となった世帯は対象外となります

申請先・問い合わせ先

※詳しくは市ホームページをご覧ください、お問い合わせください

〒400-8585 丸の内1-18-1
甲府市役所 給付金担当

特定世帯等重点支援加算給付金

児童1人あたり **8万円** を給付します。



対象 次の全てに当てはまる方

- ①令和6年6月3日現在、甲府市に住民登録のある方
- ②世帯全員が令和6年度の住民税非課税・均等割のみ課税世帯で、18歳以下の児童がいる世帯

※上記対象世帯で、甲府市外に住民登録をされている18歳以下の児童がいる、また令和6年6月4日以降に生まれた児童がいる場合、支給対象となることがありますのでお問い合わせください

コールセンター【午前9時～午後5時(平日のみ)】
☎0120-378-330 ※8月6日(火)開設